

年次報告書(概要)

令和6年6月
参議院情報監視審査会

報告書の趣旨及び対象期間

報告書の趣旨

参議院情報監視審査会規程第22条第1項において、
審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、
会長から議長に提出するものと規定されていることに基づくもの

報告書の対象期間

令和5年5月1日から令和6年5月31日までの活動を対象

調査の経過及び結果

[調査の経過]

年月日	調査の概要
令5.11.10	・高市国務大臣から政府の年次報告について説明聴取
11.15	・内閣官房内閣情報調査室から、政府の年次報告について補足説明聴取、堀井内閣府副大臣と同調査室に対し質疑 ・内閣官房内閣情報調査室と内閣府独立公文書管理監から、審査会の年次報告書における指摘事項に係る政府の対応について説明聴取・質疑 ・内閣府独立公文書管理監から、同管理監報告について説明聴取・質疑
令6.2.8 2.13	・防衛省から、特定秘密の管理(※1)について説明聴取・質疑 ・特定秘密を指定している13行政機関から、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明聴取・質疑
2.20	・公安調査庁(東京都)への委員派遣を実施(特定秘密の提示あり)
4.16	・防衛省から、特定秘密の管理(※2)について説明聴取・質疑 ・高市国務大臣と内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑

(※1)特定秘密の不適切な取扱事案、情報保全に係る業務手続の改善、特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置の運用改善

(※2)海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案

[主な指摘事項]

審査会における議論を踏まえ、政府に対し、以下のとおり指摘

1. 特定秘密保護法施行10年間の運用についての徹底的な検証、適正な運用の徹底に必要な措置の実施
2. 防衛省における漏えい等の不適切事案の続発を踏まえた法令遵守の徹底、再発防止措置の早急な実施
3. 漏えい事案についての適時適切な審査会への報告、国民への早期公表
4. 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立を受けた特定秘密保護法の運用基準の事項の細目の見直しにおける具体的かつ明確な規定
5. 重要経済安保情報に係る検証・監察の実施等を見据えた情報保全監察室の体制強化

審査の経過及び結果

委員会等から審査の要求・要請はなし

委員派遣／特定秘密の提出・提示の要求

令和6年2月20日、公安調査庁(東京都)における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同庁への委員派遣を実施(特定秘密の提示あり)

[提示を受けた特定秘密の概要]

- 平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関して収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報であって、同年12月26日までに公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの
- 特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報